

## 自動車クレジット契約約款(トヨタ)の改定について

2024年1月4日

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

自動車クレジット契約約款（以下「約款」といいます）の改定についてご案内いたします。

なお、本ご案内は、約款に定められた契約変更手続きまたは民法で認められた手続きに則り、お客さまとの間の自動車クレジット取引に係る契約を変更させていただくものです。

### 1. 対象自動車クレジット

- ①トヨタクレジット(譲渡方式) ※残価設定方式(マックスバリュープラン)、残額据置き払い方式およびトヨタクレジット e-way(支払額可変型譲渡方式)を含む
- ②トヨタクレジット(集金保証方式) ※残価設定方式(ガンマファイナンス)および残額据置き払い方式を含む
- ③トヨタクレジット(立替払方式) ※残価設定方式(マックスバリュープラン)、残額据置き払い方式およびトヨタクレジット e-way(支払額可変型立替払方式)を含む
- ※①～③いずれにつきましても、いつ時点の約款でご契約いただいたかにかかわらず、全ての約款が本件変更の対象となります。

### 2. 効力発生日

2024年4月1日より改定後の約款が適用となります。

### 3. 改定内容

改定内容は以下のとおりです。

#### (1)上記1. ①の割賦販売契約条項【2023年10月版】

改定前	改定後
第11条(費用等の負担)	第11条(費用等の負担)
1. 私は、送金手数料等、私の販売店に対する分割支払金等の支払に要する費用を負担します。	1. 私は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他販売店に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2. 私は、私の分割支払金の支払遅滞等により販売店が私の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき220円(税込み)、私に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、別に支払います。	2. 私が販売店に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、私が当該債務を弁済するための費用を販売店が負担または負担する場合には、私は当該債務の弁済の費用であって販売店所定のもの、販売店に対して支払います。
5. 私は、口座振替不能の場合であって、販売店指定のコンビニエンスストアで分割支払金を支払うときには、販売店所定の手数を、別に支払います。	削除
6. 私は、販売店が私に対して第5条(期限の利益喪失)第1項第1号に基づく催告を行った場合には、当該催告に要した費用を支払います。	5. 私は、販売店が私に対して第5条(期限の利益喪失)第1項第1号に基づく催告を行った場合には、当該催告に要した費用を支払います。
7. 私は、自動車に係る公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税種別割等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担し、販売店が当該公租公課等を立替えた場合には、販売店に直ちに当該債務を支払います。私が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年14.6%を乗じた額(1年を365日とする日割り計算により行います)の遅延損害金を加算して支払います。	6. 私は、自動車に係る公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税種別割等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担し、販売店が当該公租公課等を立替えた場合には、販売店に直ちに当該債務を支払います。私が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年14.6%を乗じた額(1年を365日とする日割り計算により行います)の遅延損害金を加算して支払います。
8. 私が販売店に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課が変更される場合は、私は当該公租公課相当額または当該増加分を負担します。	7. 私が販売店に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課が変更される場合は、私は当該公租公課相当額または当該増加分を負担します。
第14条(連帯保証)	第14条(連帯保証)

1. <4>第 11 条(費用等の負担)第 2 項に定める手数料、第 4 項に定める費用および第 6 項に定める費用、ならびに第 8 項に定める公租公課相当額等。	1. <4>第 11 条(費用等の負担)第 2 項、第 4 項および第 5 項に定める費用、ならびに第 7 項に定める公租公課相当額等。
2. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用(第 11 条(費用等の負担)に定める費用等を含みます)を負担します。	2. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 11 条(費用等の負担)が準用されることを承諾します。

(2)上記 1. ①の割賦販売契約条項【2023 年 7 月版】

改定前	改定後
第 11 条(費用等の負担)	第 11 条(費用等の負担)
1. 私は、送金手数料等、私の販売店に対する分割支払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	1. 私は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他販売店に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
2. 私は、私の分割支払金の支払遅滞等により販売店が私の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数 1 回につき 220 円(税込み)、私に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円(税込み)を、別に支払うものとします。	2. 私が販売店に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、私が当該債務を弁済するための費用を販売店が負担または負担する場合には、私は当該債務の弁済の費用であって販売店所定のもの、販売店に対して支払います。
5. 私は、口座振替不能の場合であって、販売店指定のコンビニエンスストアで分割支払金を支払うときには、販売店所定の手数料を、別に支払うものとします。	削除
6. 私は、販売店が私に対して第 5 条(期限の利益喪失)第 1 項第 1 号に基づく催告を行った場合には、当該催告に要した費用を支払うものとします。	5. 私は、販売店が私に対して第 5 条(期限の利益喪失)第 1 項第 1 号に基づく催告を行った場合には、当該催告に要した費用を支払うものとします。
7. 私は、自動車に係る公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税種別割等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、販売店が当該公租公課等を立替えた場合には、販売店に直ちに当該債務を支払うものとします。私が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年 14.6%を乗じた額(1 年を 365 日とする日割り計算により行います)の遅延損害金を加算して支払うものとします。	6. 私は、自動車に係る公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税種別割等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、販売店が当該公租公課等を立替えた場合には、販売店に直ちに当該債務を支払うものとします。私が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年 14.6%を乗じた額(1 年を 365 日とする日割り計算により行います)の遅延損害金を加算して支払うものとします。
8. 私が販売店に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課が変更される場合は、私は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。	7. 私が販売店に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課が変更される場合は、私は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。
第 14 条(連帯保証)	第 14 条(連帯保証)
1. <4>第 11 条(費用等の負担)第 2 項に定める手数料、第 4 項に定める費用および第 6 項に定める費用、ならびに第 8 項に定める公租公課相当額等。	1. <4>第 11 条(費用等の負担)第 2 項、第 4 項および第 5 項に定める費用、ならびに第 7 項に定める公租公課相当額等。
2. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用(第 11 条(費用等の負担)に定める費用等を含みます)を負担します。	2. 連帯保証人は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 11 条(費用等の負担)が準用されることを承諾します。

(3)上記 1. ②の割賦販売契約・保証委託契約共通条項【2021 年 3 月版および 2021 年 6 月版】

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 11 条(費用等の負担)	第 11 条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙及び連帯保証お申込者の甲又は丙に対する賦払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲又は丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)乙は、乙又は連帯保証お申込者の賦払金の支払遅滞等により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数 1 回につき 220 円(税込み)、乙又は連帯保証お申	(2)乙が甲又は丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲又は丙が負担し又は負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のもの、甲又は丙に対して支払います。

込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき220円(税込み)を、別に支払うものとします。	
(3)乙又は連帯保証お申込者は、割賦販売契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払うものとします。	(3)乙は、割賦販売契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払うものとします。
(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。	(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,100円(税込み)を、別に支払うものとします。
(5)乙は、甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して割賦販売契約条項第6条第(1)項①・⑩号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、甲又は丙が乙に対して割賦販売契約条項第6条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(7)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(7)乙が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第13条(連帯保証お申込者)	第13条(連帯保証お申込者)
新設	(7)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第11条が準用されることを承諾します。 ※2021年3月版(複写式の契約書で契約された方)は「(6)」に新設します。

#### (4)上記1. ②の割賦販売契約・保証委託契約共通条項【2019年7月版および2020年2月版】

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第11条(費用等の負担)	第11条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙及び連帯保証お申込者の甲又は丙に対する賦払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲又は丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)乙は、乙又は連帯保証お申込者の賦払金の支払遅滞等により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき200円(税抜き)、乙又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(税抜き)を、別に支払うものとします。	(2)乙が甲又は丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲又は丙が負担し又は負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のもを、甲又は丙に対して支払います。
(3)乙又は連帯保証お申込者は、割賦販売契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払うものとします。	(3)乙は、割賦販売契約条項第2条第(1)項②号に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数1回につき甲又は丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払うものとします。
(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。	(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により甲又は丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。
(5)乙は、甲又は丙が乙又は連帯保証お申込者に対して割賦販売契約条項第6条第(1)項①・⑩号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、甲又は丙が乙に対して割賦販売契約条項第6条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(7)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(7)乙が甲又は丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。

(8)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(8)乙が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第 13 条(連帯保証お申込者)	第 13 条(連帯保証お申込者)
新設	(7)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 11 条が準用されることを承諾します。 ※2019 年 7 月版は「(6)」に新設します。 ※2019 年 7 月版(複写式の契約書で契約された方)は「(5)」に新設します。

**(5)上記 1. ②の割賦販売契約・保証委託契約共通条項【2013 年 4 月版、2014 年 4 月版、2015 年 10 月版、2016 年 4 月版、および 2017 年 4 月版 ※いずれも残額据置き払い専用のものを含まず】**

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 11 条(費用等の負担)	第 11 条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙および連帯保証お申込者の甲または丙に対する賦払金等の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他甲または丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) 乙は、乙または連帯保証お申込者の賦払金の支払遅滞等により甲または丙が乙または連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数 1 回につき 200 円(税抜き)、乙または連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 200 円(税抜き)を、別に支払うものとします。 ※2013 年 4 月版は「210 円(うち税 10 円)」と規定しております	(2)乙が甲または丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を甲または丙が負担したまたは負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のものを、甲または丙に対して支払います。
新設	(3) 乙は、甲または丙が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替できるサービスを自らの要請に基づき利用した場合には、当該サービスの利用回数 1 回につき甲または丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払います。
(3)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙または連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により甲または丙が乙または連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円(税抜き)を別に支払うものとします。 ※2013 年 4 月版は「1,050 円(うち税 50 円)」と規定しております	(4)乙は、賦払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により甲または丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円(税抜き)を、別に支払うものとします。 ※2013 年 4 月版は「1,050 円(うち税 50 円)」と規定しております
(4)乙は、甲または丙が乙または連帯保証お申込者に対して割賦販売契約条項第 6 条第(1)項①・②号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、甲または丙が乙に対して割賦販売契約条項第 6 条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(5)乙は、自動車に係る公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、甲または丙が当該公租公課等を立替えた場合には、甲または丙に直ちに当該債務を支払うものとします。乙が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を加算して支払うものとします。	(6)乙は、自動車に係る公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、甲または丙が当該公租公課等を立替えた場合には、甲または丙に直ちに当該債務を支払うものとします。乙が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年 14.6%を乗じた額の遅延損害金を加算して支払うものとします。
(6) 乙または連帯保証お申込者が甲または丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(7) 乙が甲または丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課せられる場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(7)乙または連帯保証お申込者が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。	(8)乙が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。

第 13 条(連帯保証お申込者)	第 13 条(連帯保証お申込者)
新設	(5)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 11 条が準用されることを承諾します。

(6)上記 1. ③のトヨタクレジット(立替払方式)契約条項【2021 年 3 月版および 2021 年 6 月版】

※いずれもトヨタクレジット e-way(支払額可変型立替払方式)、トヨタクレジット立替払方式(残価設定支払(トヨタオートローンマックスバリュープラン))を含みます

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 18 条(費用等の負担)	第 18 条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙及び連帯保証お申込者の丙に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。 ※トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)を複写式の契約書で契約された方は第 19 条(費用等の負担)が改定の対象です	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2)乙は、乙又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞等により丙が乙又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数 1 回につき 220 円(税込み)、乙又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 220 円(税込み)を、丙に対し別に支払うものとします。	(2)乙が丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を丙が負担し又は負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のもの、丙に対して支払います。
(3)乙又は連帯保証お申込者は、第 2 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、丙に対し別に支払うものとします。	(3)乙は、第 2 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、丙に対し別に支払うものとします。
(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円(税込み)を、別に支払うものとします。	(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,100 円(税込み)を、別に支払うものとします。
(5)乙は、丙が乙又は連帯保証お申込者に対して第 7 条第(1)項④・⑩号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、丙が乙に対して第 7 条第(1)項④号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(7)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(7)乙が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第 20 条(連帯保証お申込者)	第 20 条(連帯保証お申込者)
新設 ※トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)を複写式の契約書で契約された方は第 21 条(連帯保証お申込者)が改定の対象です	(6)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 18 条が準用されることを承諾します。 ※トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)、トヨタクレジット立替払方式(残価設定支払(トヨタオートローンマックスバリュープラン))を複写式の契約書で契約された方の場合、「(5)」に新設します。 ※トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)を複写式の契約書で契約された方の場合、「第 18 条」は「第 19 条」となります

(7)上記 1. ③のトヨタクレジット(立替払方式)契約条項【2019 年 7 月版および 2020 年 2 月版】

※いずれもトヨタクレジット e-way(支払額可変型立替払方式)、トヨタクレジット立替払方式(残価設定支払(トヨタオートローンマックスバリュープラン))およびトヨタクレジット立替払方式(残額据置き払い専用)を含みます

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
-----	-----

第 18 条(費用等の負担)	第 18 条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙及び連帯保証お申込者の丙に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。 ※トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)を複写式の契約書で契約された方は第 19 条(費用等の負担)が改定の対象です	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) 乙は、乙又は連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞等により丙が乙又は連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数 1 回につき 200 円 (税抜き)、乙又は連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数 1 回につき 200 円 (税抜き) を、丙に対し別に支払うものとします。	(2)乙が丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用及び振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を丙が負担し又は負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のもの、丙に対して支払います。
(3)乙又は連帯保証お申込者は、第 2 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき丙が都度提示するサービス利用料 (実費相当額) を、丙に対し別に支払うものとします。	(3)乙は、第 2 条第(2)項に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用回数 1 回につき丙が都度提示するサービス利用料 (実費相当額) を、丙に対し別に支払うものとします。
(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙又は連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により丙が乙又は連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円 (税抜き) を、別に支払うものとします。	(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数 1 回につき 1,000 円 (税抜き) を、別に支払うものとします。
(5)乙は、丙が乙又は連帯保証お申込者に対して第 7 条第(1)項①・⑩号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、丙が乙に対して第 7 条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(7)乙又は連帯保証お申込者が丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(7)乙が丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(8)乙又は連帯保証お申込者が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。	(8)乙が甲又は丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、又は公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額又は当該増加分を負担するものとします。
第 20 条(連帯保証お申込者)	第 20 条(連帯保証お申込者)
<b>新設</b> ※トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)を複写式の契約書で契約された方は第 21 条(連帯保証お申込者)が改定の対象です	(6)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第 18 条が準用されることを承諾します。 ※2019 年 7 月版は「(5)」に新設します。 ただし、トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)、トヨタクレジット立替払方式(残価設定支払(トヨタオートローン マックスバリュープラン))およびトヨタクレジット立替払方式(残額据置き払い専用)を複写式の契約書で契約された方の場合は「(4)」に新設します。 ※2020 年 2 月版のトヨタクレジット立替払方式(残価設定支払(トヨタオートローンマックスバリュープラン))を複写式の契約書で契約された方の場合は「(5)」に新設します。 ※トヨタクレジット e-way(支払可変型立替払方式)を複写式の契約書で契約された方の場合、「第 18 条」は「第 19 条」となります

(8)上記 1. ③のトヨタクレジット(立替払方式)契約条項

トヨタクレジット e-way(支払額可変型立替払方式)(2013 年 4 月版、2014 年 4 月版、2015 年 10 月版、2016 年 4 月版、および 2017 年 4 月版)

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第 19 条(費用等の負担)	第 19 条(費用等の負担)

(1)乙は、送金手数料等、乙および連帯保証お申込者の丙に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) 乙は、乙または連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞等により丙が乙または連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき200円(税抜き)、乙または連帯保証お申込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(税抜き)を、丙に対し別に支払うものとします。 ※2013年4月版は「210円(うち税10円)」と規定しております	(2)乙が丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を丙が負担または負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のものを、丙に対して支払います。
新設	(3)乙は、丙が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替できるサービスを自らの要請に基づき利用した場合には、当該サービスの利用回数1回につき丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払います。
(3)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙または連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により丙が乙または連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。 ※2013年4月版は「1,050円(うち税50円)」と規定しております	(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。 ※2013年4月版は「1,050円(うち税50円)」と規定しております
(4)乙は、丙が乙または連帯保証お申込者に対して第7条第(1)項①・②号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。	(5)乙は、丙が乙に対して第7条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。
(5)乙は、自動車にかかる公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、甲または丙が当該公租公課等を立替えた場合には、甲または丙に直ちに当該債務を支払うものとします。乙が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を加算して支払うものとします。	(6)乙は、自動車にかかる公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、甲または丙が当該公租公課等を立替えた場合には、甲または丙に直ちに当該債務を支払うものとします。乙が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を加算して支払うものとします。
(6)乙または連帯保証お申込者が丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。	(7)乙が丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。
(7)乙または連帯保証お申込者が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。	(8)乙が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。
第21条(連帯保証お申込者)	第21条(連帯保証お申込者)
新設	(4)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第19条が準用されることを承諾します。

#### (9)上記1. ③のトヨタクレジット(立替払方式)契約条項

トヨタクレジット立替払方式(残価設定支払(トヨタオートローンマックスバリュープラン))およびトヨタクレジット立替払方式(残額据置き払い専用)[いずれも2013年4月版、2014年4月版、2015年10月版、2016年4月版、および2017年4月版]

※甲：自動車購入販売店、乙：お客さま、丙：トヨタファイナンス株式会社

改定前	改定後
第18条(費用等の負担)	第18条(費用等の負担)
(1)乙は、送金手数料等、乙および連帯保証お申込者の丙に対する分割支払金の支払に要する費用を負担するものとします。	(1)乙は、振込手数料、コンビニエンスストアでの支払に要する収納手数料その他丙に対する債務の弁済に要する費用を負担します。
(2) 乙は、乙または連帯保証お申込者の分割支払金の支払遅滞等により丙が乙または連帯保証お申込者の預金口座振替について金融機関に再度口座振替の依頼をした場合には、再振替手数料として振替回数1回につき200円(税抜き)、乙または連帯保証お申	(2)乙が丙に対して負担する債務の支払を遅滞した場合において、再振替費用および振込用紙送付費用等、乙が当該債務を弁済するための費用を丙が負担または負担する場合には、乙は当該債務の弁済の費用であって丙所定のものを、丙に対して支払います。

<p>込者に振込用紙を送付した場合には、振込用紙送付手数料として送付回数1回につき200円(税抜き)を、丙に対し別に支払うものとします。</p> <p>※2013年4月版は「210円(うち税10円)」と規定しております</p>	
<p><b>新設</b></p>	<p>(3)乙は、丙が指定する一部の金融機関が提供する即時に口座振替できるサービスを自らの要請に基づき利用した場合には、当該サービスの利用回数1回につき丙が都度提示するサービス利用料(実費相当額)を、別に支払います。</p>
<p>(3)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙または連帯保証お申込者の責に帰すべき事由により丙が乙または連帯保証お申込者に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。</p> <p>※2013年4月版は「1,050円(うち税50円)」と規定しております</p>	<p>(4)乙は、分割支払金の支払遅滞等、乙の責に帰すべき事由により丙が乙に対して訪問集金を行った場合には、訪問集金費用として訪問回数1回につき1,000円(税抜き)を、別に支払うものとします。</p> <p>※2013年4月版は「1,050円(うち税50円)」と規定しております</p>
<p>(4)乙は、丙が乙または連帯保証お申込者に対して第7条第(1)項①・②号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。</p>	<p>(5)乙は、丙が乙に対して第7条第(1)項①号に基づく書面による催告を行った場合には、当該催告に要した費用を負担するものとします。</p>
<p>(5)乙は、自動車にかかる公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、甲または丙が当該公租公課等を立替えた場合には、甲または丙に直ちに当該債務を支払うものとします。乙が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を加算して支払うものとします。</p>	<p>(6)乙は、自動車にかかる公租公課(商品の譲渡・役務の提供に関する消費税・地方消費税、自動車税等)、登録費用、修理費、その他一切の費用を負担するものとし、甲または丙が当該公租公課等を立替えた場合には、甲または丙に直ちに当該債務を支払うものとします。乙が当該債務を催告期限内に支払わない場合には、当該債務に対し年14.6%を乗じた額の遅延損害金を加算して支払うものとします。</p>
<p>(6)乙または連帯保証お申込者が丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。</p>	<p>(7)乙が丙に対して支払う費用等について消費税・地方消費税が課される場合には、乙が当該消費税・地方消費税を負担するものとします。</p>
<p>(7)乙または連帯保証お申込者が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。</p>	<p>(8)乙が甲または丙に対して支払う費用・手数料に対して公租公課が課される場合、または公租公課(消費税等を含む)が変更される場合は、乙は当該公租公課相当額または当該増加分を負担するものとします。</p>
<p>第20条(連帯保証お申込者)</p>	<p>第20条(連帯保証お申込者)</p>
<p><b>新設</b></p>	<p>(4)連帯保証お申込者は、連帯保証債務の支払に要する費用について、第18条が準用されることを承諾します。</p>

以上